

業務委託仕様書

1 業務名

いきいき茨城ゆめ国体下妻市開催競技（ソフトボール競技）会場等設営・撤去業務委託

2 業務目的

下妻市で開催される第74回国民体育大会ソフトボール競技（以下「大会」という。）の開催及び運営に必要な仮設物、物品、造作物類（以下「仮設物等」という。）の整備を行う。

3 大会概要

- (1) 大会名：第74回国民体育大会ソフトボール競技会（少年男子・少年女子）
- (2) 日 時：2019年9月29日（日）～10月1日（火）

4 業務内容

主な業務内容は次のとおりとする。

- (1) 大会会場の設営・撤去
- (2) 仮設物等の作製、貸借
- (3) 仮設物等の設営・移設、保守・管理及び撤去・処分
- (4) 大会会場の既設物及び備品の移動・配置替え等
- (5) 大会会場内外の装飾
- (6) 仮設物等撤去後の原状回復
- (7) (1) から (6) までの業務実施に必要な各種申請手続き及び資料作成
- (8) その他本業務の実施に必要な業務

5 履行場所及び使用・数量

(1) 履行場所

会 場	施 設 名	住 所
競技会場（少年男子）	砂沼広域公園野球場	下妻市半谷724番地1
	柳原球場	下妻市柳原791番地1
競技会場（少年女子）	千代川運動公園野球場	下妻市鬼怒257番地
	千代川中学校グラウンド	下妻市鎌庭2777番地
競技会場近隣	臨時駐車場	

(2) 仕様・数量

設計書、特記仕様書及び諸室レイアウト図のとおり

6 履行期間

契約締結日から2019年10月5日（土）まで

7 設営・撤去等期間

施設名	設営・移設期間	保守・管理期間 (大会期間)	撤去・処分、 原状回復期間
砂沼広域公園野球場	9月19日(木)～ 9月28日(土)	9月29日(日)～ 10月1日(火)	大会終了後～ 10月5日(土)
柳原球場	9月16日(月)～ 9月28日(土)	9月29日(日)～ 10月1日(火)	大会終了後～ 10月5日(土)
千代川運動公園野球場	9月16日(月)～ 9月28日(土)	9月29日(日)～ 10月1日(火)	大会終了後～ 10月5日(土)
千代川中学校グラウンド	9月19日(木)～ 9月28日(土)	9月29日(日)～ 10月1日(火)	大会終了後～ 10月5日(土)

※設営については、9月27日(金)までに発注者及び競技団体立会いのもと完了確認を実施し、不具合・手直し等があった場合は9月28日(土)までに確実に完了させること。

8 注意事項

(1) 範囲

本仕様書は基本内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても本業務に必要と認められる事項については、第74回国民体育大会下妻市実行委員会(以下「甲」という。)と協議のうえ、受託者(以下「乙」という。)の責任において誠実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、甲と協議をすること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、契約当初に明確にできない事項、明示できない条件等が発生した場合においても本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、甲と十分に協議し業務を遂行すること。

(3) 法令・条例等の遵守

本業務の履行に関係する法令、条例等は遵守すること。

(4) 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の履行に際し、官公庁その他関係機関に対する必要な申請手続き等は、あらかじめ甲へ関係書類等を提示し、承認を得た後、乙がその業務を代行すること。なお、申請等にかかる費用は甲乙協議の上決定するものとする。

(5) 資格必要作業

資格が必要な業務は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また、甲が要求した場合は、資格保有者である旨の証書の写し等を提出すること。

(6) 消防防災・警備対策

ア 大会開催及び運営に必要な仮設物等の整備にあたっては、非常口の確保、消防設備の保護等の消防防災対策及び雑踏事故防止、盗難防止、交通事故防止等の警備対策に十分配慮すること。

イ 仮設物等には、必要に応じ、消火器等の消防設備を設置すること。

(7) 仮設物等の使用

ア 仮設物等の仕様及び数量は、大きさ及び性能・機能等において、別紙「設計書」及び「特記仕様書」記載のものと同等以上のものとする。なお、仮設物等の指定がある場合は当該製品とし、やむを得ず指定された製品以外のものを使用する場合は、事前に甲と協議を行うこと。

イ 乙が整備する仮設物等及び、乙が設営・撤去のために使用する物品にはすべて会社名等を明記し、施設備品と簡単に区別できるようにすること。

ウ 乙が整備する仮設物等は、錆・傷・汚損等がないものとし、指定された製品を除き統一性を持たせること。なお、甲から交換の指摘があった仮設物等については、直ちに交換すること。

エ いきいき茨城ゆめ国体に係る各種デザイン等の使用にあたっては、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会が策定した「標章及びマスコット等の使用の手引」及び「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会に係る標章及びマスコット等使用取扱規定」を遵守すること。

オ 大会期間中の仮設物等の使用に必要な消耗品（トナー等）の備え付け及び点検補充等を行うこと。

(8) 既存備品について

既存備品を移動した場合は、大会終了後、元の位置へ戻すこと。

(9) 設営・撤去

ア 設営については、設計図書等により行い、甲と十分協議したうえで実施にあたること。その際、詳細図が必要な場合は、作成すること。

イ 仮設物等の設営前には、甲の立ち合いのもとで十分な現状確認をすること。既存の状態では設置不可能な場合は、甲と協議のうえ設営可能な状態にして業務を行うこと。

ウ 仮設物等の設置については、台風、強風等による倒飛壊が生じないように確実に固定すること。また、既設物等に固定する場合は、甲と協議した上で破損のないよう養生すること。

エ 大会終了後、仮設物等を撤去し、会場設営に際して移動した資材、物品等を原状に復するとともに、グラウンド等についてもその状態が原状と異なる場合は必要な整備を行い、当該会場を原状に回復すること。

オ 設営及び撤去により発生した廃棄物の処理は、関係法令に基づき、乙が責任を持って行うこと。

カ 設営及び撤去業務完了後速やかに甲に報告し、甲の確認及び指示を受けること。

キ 乙は、当該会場施設管理者から異議又は意見があったときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

(10) 現場管理

設営開始から撤去終了時までの期間、仮設物等の設営及び使用に熟知・熟練した作業判断を下せる現場責任者を各競技会場に1名以上常駐させ、事故等がないように十分な安全対策を施すとともに、保守管理業務を徹底すること。また、夜間及び荒天時等の緊急事態が発生した場合でも即時対応可能な体制を取るとともに、緊急時には甲等の指示により直ちに対応すること。特に競技開催日以外の保守管理業務についても、徹底して行うこと。大会期間中の仮設物等の移動及び転換について、甲より指示があった場合はその指示に従うこと。

(11) 保守・管理

ア 乙は、設営した仮設物等の適正な保守・管理を行い、円滑に大会運営が行えるようにすること。また、甲が設置した仮設物等についても同様とする。

イ 乙は、仮設物等について、破壊行為などの危害が及ばないように、適宜巡回して安全確保にあたること。

ウ 仮設物等は、常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて修理・交換・補充等を速やかに行うこと。その場合にかかる費用については、甲の責めに帰すべき理由によるものを除き、乙の負担で行うこと。なお、会場設営から撤収するまでの期間、会場内に責任者を常駐させ、常に甲と連絡が取れる体制をとること。また、大会期間中はOA機器・電気設備等の不具合に対応できる専門員を会場内に常駐させること。

エ 保守・管理に従事する者は、甲が貸与するIDカードを着用すること。

(12) 保護対策

ア 本業務の実施に際し、既設物等に対する養生等保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。また、設営のため必要な形状の変更等については、撤収後速やかに現状復旧すること。

イ 施設内で大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないよう、十分に養生すること。また、通行人等に対する安全対策を徹底すること。

ウ 芝生上へ設置する仮設物等は、芝生が枯死することがないように必要に応じて保護対策を行なうこと。撤去後、枯死等が見られた場合は、速やかに原状回復を行なうこと。

エ 施設用品、他施設からの借用物品及び甲の所有物品等、乙の所有ではない物品については適切に取扱い、破損又は汚損しないように十分留意すること。また、破損又は汚損した場合は、速やかに甲に報告し、乙の責任により原状回復すること。

(13) 緊急対策

ア 荒天等により、継続して設営が困難であると甲が判断した場合は、速やかに撤去を行い、天候の回復を待って甲の指示により再度設営すること。また、甲が設置した仮設物等についても同様とする。

イ 仮設物等の倒飛壊や破損など、緊急事態に即時対応可能な体制を作るとともに、緊急時には甲の指示により直ちに対応すること。

ウ 乙は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、甲の指示を受け、臨機の措置をとること。

エ 不測の事故が発生した場合等、やむを得ない事情があるときは、乙の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに甲に報告すること。また、その措置の内容について甲から指示があった場合は、速やかにその指示に応じること。

(14) 緊急時等の費用負担

上記(13)に係る費用負担については、甲乙の協議の上決定する。

(15) 安全対策

ア 屋外の仮設物等については、強風による事故等が発生しないように転倒防止措置を適切かつ確実に施すとともに、大会期間中においても、適宜巡回して異常の有無の確認にあたること。万一、異常を発見した場合も速やかに甲に報告するとともに、修理等適切な措置をとること。

イ 来場者（選手及び監督、大会関係者、一般観客等）の安全を第一とし、交通その他の混雑等を可能な限り予測して対策を施すこと。

ウ 万一、人身事故や施設損傷など重大な事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するとともに、適切な応急措置をとること。

エ 災害発生又は異常事態発生時における安全対策及びその措置を講じること。

(16) 保険

労働災害保険・賠償責任保険・動産総合保険等、本業務に必要な保険に加入すること。また、乙が搬入した仮設物等の破損、紛失、盗難等については、乙の加入する保険等で対処すること。

(17) 秘密の保持

ア 本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。

イ 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、下妻市個人情報保護条例に準ずるものとする。

(18) 再委託の禁止

乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(19) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、乙の瑕疵により既設物・仮設物等への破損・紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて乙の責任とし、甲はいかなる責任も負わないものとする。また、設営された仮設物等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、甲はいかなる責任も負わないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(20) 業務の連携

会場内及び周辺等について、本業務以外に甲が別途委託している業務と調整及び連携を図り、円滑かつ効率的な業務ができるように協議を行うこと。

(21) その他

ア 乙が上記の定めに反し、甲からの再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約締結後であっても本業務の委託を破棄することができるものとする。

イ 提出する成果品の著作権及びその他いかなる権利は、全て甲に帰属し、二次利用等に対し、乙は一切異議を唱えることはできない。また、成果品の引き渡し前であっても、報告された計画書等を業務上必要な範囲において使用する場合がある。

ウ 乙は、甲に対し過去の経験を活かした多角的なアドバイスを行うこと。

9 提出書類

乙は、本仕様書の内容に基づき次の書類等を甲に提出する。各書類等の提出期限については、別途発注者が指定する日とする。

(1) 契約締結後

ア 業務履行体系図（組織図）及び緊急連絡網系統図	1部
イ 業務工程表	1部
ウ 業務着工届	1部
エ 管理技術者選任通知書	1部
オ 契約金額内訳明細書	1部

カ	保険加入の写し	1部
キ	詳細設計図（電気配線図等、電子データを含む）	1式
ク	修正設計図（修正があった場合、電子データを含む）	1式
	※設計等に変更が生じた場合は、Microsoft Visio にて閲覧及び編集が可能な詳細設計図（会場配置図、諸室図、電気図、仮設通信設備図等）を作成すること。	
ケ	その他甲が指示する書類	必要数

(2) 業務完了後

ア	業務完了通知書	1部
イ	現場写真（設営前・設営中・設営後・撤去後、電子データを含む）	1式
ウ	業務打合せ記録簿	1部
エ	追加業務対応報告書（追加業務があった場合）	1部
オ	本国体時の仮設物等設営に係る修正設計図（電子データを含む）	1式
カ	その他甲が指示する書類	必要数